

平成28年12月15日

宗像市議会

議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会

委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第99号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成28年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 職員の給料表の引き上げ

若年層に重点を置いた平均0.2%の給料表の引き上げを行う。任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員についても適用する。

2 賞与の引き上げ

市長、副市長、教育長及び議員は期末手当、職員は勤勉手当を平成28年12月は、0.10月分、平成29年度以降は、6月と12月

に0.05月分ずつ配分して引き上げる。再任用職員、任期付短時間職員は勤勉手当を平成28年12月は、0.05月分、平成29年度以降は、6月と12月に0.025月分ずつ配分して引き上げる。

3 初任給調整手当の引き上げ

大島診療所の医師に係る初任給調整手当を月額500円引き上げる。

4 今回の改定による影響額は、三役は期末手当26万円と共済費3万円、議員は期末手当108万円、職員は給料、期末手当、勤勉手当等で2,648万円程度である。

5 前述の1から3は、平成28年4月に遡及して適用する。

【意見】

(反対意見)

- ・地方自治の観点から、国からの一方的な勧告に従って給与を引き上げることについては反対である。市の状況を踏まえて判断する機関などが必要と考える。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第100号議案 宗像市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

人事院規則の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

配偶者同行休業の期間を延長した後、その期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が、同日後も引き続き

ことになった場合、その事情が正当であれば、3年を超えない範囲で再度の延長ができるように改正するもの。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第101号議案 宗像市印鑑条例及び宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

新たにコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(以下「コンビニ交付」という。)を開始することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 多様化する市民ニーズに対応したサービスの向上を目的とし、平成29年10月からマイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付を開始するため、印鑑条例に民間端末機を介した印鑑登録証明書の交付についての規定を追加する。
- 2 コンビニ交付による交付手数料については、証明書一通当たりの経費が窓口交付より下がること、またコンビニ交付の利用促進を図るため、窓口交付より50円減額する。
- 3 マイナンバーカードの交付枚数は、現在約8千枚であり、平成30年度末までに2万枚の交付を目標としている。
- 4 経費については、自動交付機よりもコンビニ交付の方が安価であること、コンビニ交付は全国のコンビニエンスストアで、長時間に渡る証明書の交付が可能であることから、自動交付機はリース期間終了後、約3年をめどに廃止する予定である。

- 5 証明書の改ざん偽造防止対策、専用回線の利用、データの暗号化などの個人情報の漏えい防止対策を講じている。

【意見】

(賛成意見)

- ・マイナンバーカードの普及が進まないのは、個人情報の流出等による被害を市民が危惧していることが大きな要因の一つである。委託業者等も含めて情報管理に留意し、普及に努めて欲しい。
- ・市民の納得が得られるように、調査や対策を十分に行い、コンビニ交付のメリットを最大限に生かす方向で進めて欲しい。

(反対意見)

- ・マイナンバーカードを使用する頻度が増えるほど、情報漏えいの危険性も高まる。コンビニ交付では全国どこでも証明書を取得することができるようになるが、情報漏えいの危険性が高いので開始は時期尚早だと考える。
- ・コンビニ交付の開始は、市民のニーズ、先行して交付を開始している自治体の状況等を調査し、体系的な安全を確認してからでも遅くないと考える。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第102号議案 宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

宗像市消防団員の水火災等の警戒又は鎮圧に出動する際の費用弁償額を変更するに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 水火災等の警戒又は鎮圧に出動する際の費用弁償について、現行の年額1万4千円から1回につき7千円に改正する。
- 2 平成25年12月以降、消防団員の処遇を改善するための法律の施行や答申が行われ、年間報酬、1回当たりの出動手当の基準額が示された。本市は出動手当について基準を満たしていなかったため、基準額に合わせて改正する。
- 3 消防団員1人当たりの出動回数は、平均年間2回から3回程度であるため、大幅な支出の増減はない見込みである。

【意見】

(賛成意見)

- ・日夜、市民の財産と生命を守っている消防団員の活動などが、広く市民に理解されるよう広報活動をお願いする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第103号議案 宗像市税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する等の法律等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 個人の市民税及び法人の市民税の改正
延滞金額の計算期間の見直し、個人市民税の医療費控除の特例の創

設、利子所得及び配当所得に係る市民税の特例の創設、法人市民税法人税割の税率の引き下げを行う。

2 軽自動車税の改正

- ①自動車取得税に代わって、取得時の課税を行う「環境性能割」という区分が軽自動車税の中に創設され、市が課税する。現行の保有時の課税を行っていた軽自動車税については、「種別割」という区分に名称が改められ、現行通り課税を行う。
- ②環境性能割の賦課徴収については、徴収の便宜等を考慮し、当分の間定置場所在都道府県が行うこととされており、県は徴収した環境性能割額を市に払い込む。市は払い込まれた金額の5%に相当する額を、徴収取扱費として、県に交付する。
- ③平成28年度に取得する軽自動車について、引き続き軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用を受けられるよう、現行の措置を1年間延長する。

3 施行日

法人市民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の種別割・環境性能割の創設については、消費税10%への引き上げに関連する税制上の措置である。今議会に平成29年4月1日施行予定で改正の議案を提案したが、国会の議決により消費税の引き上げが平成31年10月1日に変更されたため、改めて平成29年3月議会に施行日変更の議案を提案する予定である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。